

会津若松市地域福祉計画

地域福祉計画は、地域福祉の推進により、地域包括ケアシステムの理念の普遍化を図り、住民一人ひとりのくらしと生きがい、地域を共に創る「地域共生社会」の実現を目的にした計画である。

また、本計画の理念を具体的な活動につなげていく必要があることから、社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会が策定する、住民主体の地域福祉活動の推進を図るための地域福祉活動計画と一体的に策定しており、2つの計画の一体的な推進により、本市の地域福祉の充実を図っていく。

基本理念

「誰もが安心して暮らせるよう地域で支え合う
あいづわかまつ」

基本的な視点

- ①地域福祉の主役は地域で生活する市民一人ひとり
- ②地域共生社会の実現を目指す
- ③地域の特性を活かし、地域生活課題に対応する
- ④分野を超えた多様な主体が連携する
- ⑤人に寄り添った支援を行う
- ⑥常時・非常時の切れ目のない支え合いを推進する

基本目標と基本施策

基本目標1 みんなが活躍できる地域づくり

- 基本施策
- ① 地域福祉の理解促進と福祉の心の育成
 - ② 地域福祉活動の担い手の育成
 - ③ 誰もが活躍できる場の創出

基本目標2 みんなで支え合う地域づくり

- 基本施策
- ① 地域交流の推進
 - ② 支え合い活動の推進
 - ③ 住民と関係機関の連携

基本目標3 みんなが安心して暮らせる地域づくり

- 基本施策
- ① くらしを支える環境の整備
 - ② 情報提供と相談体制の整備
 - ③ 医療・福祉サービスの充実

重点的な取組

目指す姿

「お互いさまでみんなをつなぐまち」

重点的な取組

- ①住民参画による地域づくり
- ②相談・支援体制の充実した地域づくり
- ③常時・非常時の切れ目のない支え合いの地域づくり

計画期間

令和3年度～令和7年度
(5年間)

計画の推進

地域住民、地域、医療・福祉の専門職、行政、社会福祉協議会の地域の多様な主体間での協働や、地域の様々な資源の活用を図りながら、推進していく。

会津若松市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画

基本理念と基本目標

■ 基本理念

高齢者がいきいきと暮らせる地域社会の実現

■ 基本目標

本計画の基本目標は、前計画を引き継ぎ、「高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその人らしい生活が続けられるよう『地域包括ケアシステム』の構築を目指す」とします。

なお、本市の地域包括ケアシステムは、2025年更には2040年に向けて介護や支援を必要とする方や家族の心構えに寄り添った多様な選択肢が提供できるよう、適切なアセスメントによる「介護」「医療」「介護予防」のサービスと、地域の資源やネットワークを活用した「生活支援」や「福祉」のサービスが連携して支える体制の構築を目指します。

基本方針

《基本方針1 高齢者の活躍の促進》

今日、元気な高齢者が増加する中で、高齢者が支えられる側だけではなく、支援を必要とする人々を支えるなど、その意欲・能力を活かして活躍できる「高齢者の社会参画」が求められています。

そのような中、多様な社会経験を持つ高齢者が、自らの役割や生きがいを持って、地域活動へ積極的に参加できる仕組みづくりを進めます。

(1) 高齢者の社会参画と生きがいづくり

① 社会参加の推進

- 高齢者ボランティアの充実
- 老人クラブ
- 地域サロンの充実
- つながりづくりポイント事業の創設
- 敬老事業の見直し

② 生涯学習の促進

- あいづわくわく学園
- ゆめ寺子屋
- 公民館の学習講座
- ふれあいセンター事業の充実

(2) 高齢者の就労支援と役割づくり

① 高齢者の就労支援

- シルバー人材センターへの支援
- 就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）の配置

② 高齢者のボランティアや地域活動での役割の充実

- ボランティアへの取組
- つながりづくりポイント事業の創設

《基本方針2 みんなの地域包括ケアシステムの構築》

核家族化や地域のつながりの希薄化が進行する中で、地域での自立した生活を望む高齢者が、安心して暮らし続けるための支え合いの仕組みとなる「地域包括ケアシステム」の推進や地域づくり等に一体的に取り組むことで、地域共生社会の実現を図ります。

また、「お互いさまでみんなをつなぐまち」を会津若松市版地域包括ケアシステムの目指すべき姿とし、各分野と連携し取り組んでいきます。そのために、介護・医療・介護予防という専門サービスと、住まい・生活支援サービスの連携さらには、子どもや障がい福祉分野等との連携を推進し、地域の特性を踏まえながら、見守り、支え合う地域づくりの構築を進めます。

(1) 地域支援ネットワークの構築

① 地域支援ネットワークの構築

- 地域支援ネットワークの強化と拡大
- 生活支援体制の推進
- 孤立死防止等ネットワーク
- つながりづくりの推進

(2) 地域包括支援センターの機能強化

① 地域包括支援センター事業の充実

- 相談支援体制の充実
- 医療・介護関係者等の連携・協働の推進
- 介護支援専門員の活動支援の充実
- 介護予防ケアマネジメントの充実

[地域包括支援センター]

圏域名	名称	小学校区域
若松第1圏域	若松第1地域包括支援センター	行仁・鶴城・東山小学校区域
若松第2圏域	若松第2地域包括支援センター	謹教・城西・小金井小学校区域
若松第3圏域	若松第3地域包括支援センター	門田・城南・大戸小学校区域
若松第4圏域	若松第4地域包括支援センター	永和・神指・城北・日新小学校区域
若松第5圏域	若松第5地域包括支援センター	一箕・松長・湊小学校区域

北会津圏域	北会津地域包括支援センター	荒館・川南小学校区域
河東圏域	河東地域包括支援センター	河東学園区域

- ②地域包括支援センターの機能強化
- 地域包括支援センター職員のスキルアップ
 - 地域包括支援センターの体制強化
 - 市の支援体制の強化と役割分担の明確化

- ③地域ケア会議の充実
- 地域ケア会議の機能強化
 - ミニ地域ケア会議開催の推進
 - 地域ケア個別会議開催の推進

- ④地域包括支援センターの評価の充実

- ⑤重層的支援体制整備事業の実施

(3) 在宅医療・介護連携の推進

- ①医療と介護の連携の推進
- 医療・介護関係者のネットワーク構築の推進
 - 在宅療養に関わる専門職のスキルアップ
 - 在宅療養に関する相談体制の充実と意識啓発の推進

《基本方針3 フレイル対策を含めた介護予防の推進》

高齢になっても住み慣れた地域で自分らしい生活を続けることができるよう、介護予防・日常生活支援総合事業を柱とした介護予防サービス事業の充実を図り、要介護状態への移行抑制と進行抑制に取り組みます。

また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進し、高齢者のフレイル状態を把握した上で、適切なサービスにつなげることによって、介護予防・重度化防止や疾病予防・重症化予防の促進を目指します。

(1) 住民主体の介護予防の充実と支え合いの連携

- ①地域住民主体の介護予防
- 地域リハビリテーション活動支援事業
 - つながりづくりによる介護予防の推進

(2) 要介護状態への移行抑制

- ①介護予防・生活支援サービス事業
- 訪問・通所相当サービス
 - 訪問・通所緩和型サービス
 - 短期集中予防訪問サービス

②介護予防の普及啓発の推進

- 介護予防教室
- 介護予防講座

- ③高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

(3) 全年代での健康づくりの取組

- ①健康づくり事業の推進
- ライフステージに応じた健康づくり
 - 健康診査受診等の推進
 - ICTを活用した健康づくり

《基本方針4 地域における総合的な生活支援の充実》

高齢社会の進行に伴い、今後、認知症高齢者の増加が予想されることから、認知症への理解促進を図るとともに、認知症の早期発見・早期対応につながる取り組みや、介護者への支援体制づくりに取り組む必要があります。

また、高齢者及び高齢者を介護する家族等を支援するため、高齢者の権利擁護や安全確保を推進するとともに、介護サービス以外の支援の取り組みや在宅で介護する家族等を応援する体制の充実、ICTの活用による要支援者の状況把握や情報共有等を進めます。

さらに、高齢者の買い物等の外出支援や災害時の避難支援、さらには適切な居住環境の確保等、多様なニーズに対応した包括的な支援に取り組みます。

(1) 認知症の人とその家族への支援の充実

- ①認知症に関する理解促進
- 認知症サポーター養成の推進
 - 認知症キャラバン・メイトの支援

- ②認知症の人の家族への支援
- 認知症地域支援推進員の配置
 - 認知症カフェの開設及び運営支援
 - 認知症外出見守り事業の推進

- ③医療介護連携の推進
- 認知症医療介護連携推進連絡会議の開催
 - 認知症ケア多職種連携推進研修会の開催
 - 認知症ケアパスの活用

- ④認知症予防、早期発見・早期対応の取組
- 認知症予防事業の推進
 - 認知症チェックシートの普及
 - 認知症初期集中支援チームの実施
 - 若年性認知症の人と家族への支援

(2) 高齢者の権利擁護・安全確保の推進

- ①虐待防止・権利擁護の推進
- 成年後見制度の充実
 - 高齢者等虐待防止ネットワーク会議の開催
- ②高齢者の安全確保
- 安全対策の推進
 - 災害・感染症対策の推進

- 交通安全・悪質商法等対策
- (3) 高齢者の生活全般への支援充実
 - ①一人暮らし・高齢者のみ世帯等への支援
 - 住まいの支援
 - 地域の支え合いづくり
 - 訪問給食
 - 寝たきり高齢者等おむつ等給付事業
 - 地域における除雪の支援
 - 外出支援施策の推進
 - ②有料老人ホーム等に係る県との情報連携強化について

《基本方針5 介護保険制度の円滑な運営》

介護保険制度は、利用者が介護を必要とする状態になっても、できる限り自立した日常生活を送ることができるよう、利用者の選択に基づいて必要なサービスを総合的かつ一体的に提供する仕組みです。

2025年、更には2040年までの社会を見据え、今後、居宅サービスと施設サービスのバランスを図りつつ、居宅サービスの中でも在宅生活の継続に特に必要性の高い、地域密着型サービスや夜間の訪問介護・看護サービスについて前計画を引き継ぎ、対策を進めます。

また、社会的に大きな課題となっている介護人材の確保について、国や県と連携・協力しながら取り組むとともに、サービスの提供を担う介護職員の資質向上に努めます。

さらに、作成されたケアプランが、利用者の自立支援に資するものであるか、過剰なサービスが提供されていないか等の視点から点検し、インフォーマルなサービスも含めた適正かつ質の高いサービスが提供されるよう取り組んでいきます。

(1) バランスのとれた介護サービス環境の構築

- ①施設サービス整備の方向性
- ②在宅サービス整備の方向性
- ③利用者負担のバランス

- 利用者負担割合
- 利用者負担額の軽減
- 介護保険料の減免・軽減

(2) 介護保険事業の円滑な運営

- ①情報提供及び相談・支援体制の充実
 - 情報提供の充実
- ②介護給付適正化事業
 - 給付適正化
 - 指定居宅介護支援事業所及び地域密着型サービス事業者等の指定と指導・監査

- ③介護保険料の徴収対策
 - 介護保険推進員による徴収及び制度周知
 - 徴収体制の強化
- ④介護給付費準備基金の運用
- ⑤介護人材の確保・資質向上

《基本方針6 介護サービス量の見込み》

令和3年度からの介護サービスの見込みは、本市の高齢者人口や要介護・要支援認定者数を推計し、第7期計画期間中におけるサービスの利用実績や、今後3年間に施設が整備される見込み等を勘案しながら推計しました。

①第8期介護保険料

○介護保険料の算定方法

第8期介護保険事業計画期間（令和3年度～令和5年度）における第1号被保険者保険料を算定するために、計画期間である3年間の介護給付費等を積算します。

計画期間の高齢者人口や要介護・要支援認定者数、介護サービス量の見込み等をもとに推計した結果、今後3年間の介護給付費等は約377億円と見込まれます。

その費用を介護保険制度のルールにより分担します。

②第8期計画の介護保険料

これらを総合的に考慮し、令和3年度から3年間の第8期介護保険料基準額は、
年額 79,200円（月額 6,600円）とします。

●令和3年度～令和5年度介護保険料

段階	区分	年額(円)
1	・生活保護を受けている人 ・高齢福祉年金を受けていて本人及び世帯全員が市民税非課税の人 ・本人及び世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	23,700
2	本人及び世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超えて120万円以下の人	27,700
3	本人及び世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える人	51,400
4	本人が市民税非課税及び合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下で、世帯のだれかが市民税を課税されている人	67,300

5	本人が市民税非課税及び合計所得金額＋課税年金収入額が 80 万円を超える人で、世帯のだれかが市民税を課税されている人	79,200
6	本人が市民税を課税されていて、合計所得金額が 120 万円未満の人	91,000
7	本人が市民税を課税されていて、合計所得金額が 210 万円未満の人	102,900
8	本人が市民税を課税されていて、合計所得金額が 320 万円未満の人	118,800
9	本人が市民税を課税されていて、合計所得金額が 400 万円未満の人	134,600
10	本人が市民税を課税されていて、合計所得金額が 400 万円以上の人	150,400

介護保険制度の運営状況

(1) 総人口と高齢者数等（各年4月1日現在）

区分	総人口 (A)	65歳以上人口 (B)		
		65～74歳	75歳以上	
令和2年	117,329	36,129	17,305	18,824
令和3年	116,062	36,409	17,903	18,506
令和4年	114,639	36,554	17,833	18,721
令和5年	113,007	36,389	17,397	18,992

区分	高齢化率 (B/A)	認定者数 (C)	認定率 (C/B)
令和2年	30.8%	7,468	20.7%
令和3年	31.4%	7,475	20.5%
令和4年	31.9%	7,346	20.1%
令和5年	32.2%	7,331	20.1%

※認定者数は各年4月末現在。

※認定者数には40～64歳の被保険者を含む。

(2) 要介護・要支援認定者数（各年4月末現在）

区分	令和5年		令和4年		令和3年	
	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)
要支援1	1,490	20.3%	1,383	18.8%	1,430	19.1%
要支援2	869	11.9%	864	11.8%	895	12.0%
要介護1	1,542	21.0%	1,618	22.0%	1,621	21.7%
要介護2	998	13.6%	1,020	13.9%	1,042	13.9%
要介護3	818	11.2%	796	10.8%	814	10.9%
要介護4	1,012	13.8%	1,043	14.2%	1,025	13.7%
要介護5	602	8.2%	622	8.5%	648	8.7%
合計	7,331	100.0	7,346	100.0	7,475	100.0

※認定者数は各年4月末現在。

※認定者数には40～64歳の被保険者を含む。

(3) サービス受給者数（各年4月末現在）

(単位：人)

	令和5年	令和4年	令和3年
居宅サービス総数 (A)	4,815	4,730	4,673
要支援1	445	399	380
要支援2	466	430	410
要介護1	1,421	1,455	1,448
要介護2	965	1,012	1,005
要介護3	642	577	573
要介護4	568	575	576
要介護5	308	282	281
施設サービス総数 (B)	1,284	1,374	1,330
介護老人福祉施設	734	787	758
介護老人保健施設	505	532	518
介護療養型医療施設	0	5	6
介護医療院	45	50	48
総数 (A+B)	6,099	6,104	6,003

(※構成比)

	令和5年	令和4年	令和3年
居宅サービス	78.9%	77.5%	77.8%
施設サービス	21.1%	22.5%	22.2%

(4) 介護サービス等給付費（年間）

単位：千円

	令和4年度	令和3年度	令和2年度
居宅サービス	5,953,588	5,998,625	5,924,786
施設サービス	4,313,168	4,412,596	4,266,874
その他	656,483	711,577	759,612
合計	10,923,239	11,122,798	10,951,272

※その他には、高額介護（高額医療合算介護）サービス等諸費、特定入所者介護サービス費、審査支払手数料を含む。

高齢者の福祉

概要

本市においては、令和5年4月1日現在の高齢化率が32.2%となり全国平均より先行している状況にあることから、総合的な高齢社会対策の推進が求められています。

さらに、65歳以上の高齢者人口の増加と合わせて、高齢者世帯やひとり暮らし高齢者、認知症高齢者の増加も見込まれています。

このような状況を踏まえ、市では、介護保険事業計画と一体的に策定した『高齢者福祉計画』に基づき、多様なニーズに対応した福祉サービス等を総合的に提供し、高齢者の誰もが尊重され、住み慣れた地域で心身ともに健康で自立した生活が送れるよう支援しています。

◆高齢者人口の推移 (各年4月1日現在)

区 分		5年度	4年度	3年度
総人口(人)		113,007	114,639	116,062
60歳以上	人口(人)	8,129	8,158	8,226
65歳未満	比率(%)	7.2	7.1	7.1
65歳以上	人口(人)	36,389	36,554	36,409
	比率(%)	32.2	31.9	31.4
75歳以上 (再掲)	人口(人)	18,992	18,721	18,506
	比率(%)	16.8	16.3	15.9

※ 住民基本台帳

◆ひとり暮らし高齢者の推移 (各年10月1日現在)

区 分	2年	27年	22年
ひとり暮らし高齢者	6,366	5,794	4,681

※ 国勢調査結果

生活支援対策

◆高齢者日常生活用具給付等事業

本市に居住する概ね65歳以上で住民税が非課税世帯のひとり暮らし高齢者等に対して、火災警報器等の日常生活用具を給付しています。

○実施状況

区 分		4年度	3年度	2年度
給付件数(件)		6	18	12
内	電磁調理器	1	5	3
	火災警報器	2	6	5
訳	自動消火器	3	7	4

◆高齢者はり、きゅう、マッサージ等施術所利用者助成事業

本市に居住する75歳以上の高齢者がはり、きゅう、マッサージ等の施術を受けた場合、その費用の一部(800円)を助成し、健康の保持増進を図っています。

○実施状況

区 分		4年度	3年度	2年度
給付者数(人)		144	160	191
延利用者数(人)		210	237	286
延利用枚数(枚)		339	375	469

◆緊急通報システム事業

本市に居住する概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者及びひとり暮らしの重度身体障がい者に対し、緊急通報装置を貸与することにより、日常生活における不安解消を図っています。

○実施状況

区 分	4年度	3年度	2年度
利用者数(人)	511	518	538

◆高齢者自立支援住宅改修助成事業

介護保険要介護認定で「非該当(自立)」と認定された65歳以上の高齢者(生計中心者が非課税)が、要介護状態になることを予防するために行う住宅改修に要する経費についてその9割を、18万円を限度に助成しています。

○実施状況

区 分	4年度	3年度	2年度
件数(件)	6	1	6
助成額(千円)	653	200	873

◆車いすタクシー利用助成事業

歩行が困難な65歳以上の高齢者(身体障害者手帳、精神障害者手帳、療育手帳の交付を受けていない方で、かつ、常時車いすを利用している又は歩行が困難な方)が、車いすタクシーを利用した場合、その費用の一部(1ヶ月あたり4,000円)を助成しています。

○実施状況

区 分	4年度	3年度	2年度
給付者数 (人)	136	154	450
助成額 (千円)	2,157	2,520	4,000

◆共生福祉相談員事業

一人暮らしの高齢者等に対し、友愛訪問を通して、安否の確認や生活相談などを行う共生福祉相談員を設置し、高齢者の方の精神的孤独感の解消と健全で安らかな生活が営まれるよう努めています。

○実施状況

区 分	4年度	3年度	2年度
相談員数 (人)	50	49	50
訪問対象世帯(世帯)	2,239	2,529	2,575
訪問件数 (件)	17,172	18,316	22,183

高齢者生きがい対策

◆老人クラブ

老後の生活を健康で豊かなものとするため、教養活動及びレクリエーション活動等を展開している単位老人クラブに対して助成金を交付しています。

○助成額

区 分	4年度	3年度	2年度
ク ラ ブ 数	52	59	59
会 員 数 (人)	2,067	2,341	2,428
助 成 額 (千円)	1,872	2,068	2,068
連合会助成額(千円)	2,927	2,927	2,927

◆高齢者作品展

高齢者が豊かな経験と知識を生かして制作した作品を展示し、広く市民に高齢者の能力を理解してもらうとともに、高齢者の生きがいづくりに努めています。

○実施状況

区 分	4年度	3年度	2年度
出品団体数(団体)	37	中止	中止
出品点数(点)	491	中止	中止

◆敬老事業

本市に居住する75歳以上の方を対象に敬老会等を実施しています。

また、88歳の誕生日を迎え、市内に6か月以上住んでいる方に、敬老祝金(10,000円)を贈呈しています。100歳の誕生日を迎えた方には、福島県と合同で賀寿を実施しており、市からは祝状及び祝金(50,000円)を贈呈しています。

○敬老祝金・100歳賀寿贈呈状況

区 分	4年度	3年度	2年度
88歳贈呈者数(人)	800	711	—
100歳贈呈者数(人)	45	31	51

◆高齢者大学校「あいづわくわく学園」

平成3年7月に開校、平成23年4月からは(社福)市社会福祉協議会との共催により60歳以上の方を対象とした事業を展開しています。

○目的

自らが意欲的に仲間づくりの輪を広げ、健康と生きがいの目標を見出し、今日及び明日の活力へつながることができるように、さらには、地域社会におけるリーダーとして活躍する人材を育成を目的としています。

○概要

教養、実践の2コース(計2年度)、それぞれ月2回程度の実践を中心としたカリキュラムにより学びます。

◆ゆめ寺子屋

高齢者の生きがいづくりと健康づくり、さらにはボランティア活動等の社会活動への参加を促進するため、平成9年10月に開校(平成11年度より市単独事業)、平成23年4月からは(社福)市社会福祉協議会との共催により事業を展開しています。

60歳以上の方を対象とし、月1～2回の講演会や講座、スポーツレクリエーション講座を開講し、幅広い教養を身につけるとともに、スポーツ・レクリエーション、フレイル防止のための運動等に取り組む機会を提供しています。

受講期間は、10カ月(6月～翌年3月)です。

老人福祉施設

◆養護老人ホーム

経済的または環境的な理由で養護を受けることが困難な65歳以上の方が入所し、必要な養護のもとに生活をしています。

入所決定は、老人ホーム入所判定委員会の要否判定後、福祉事務所が行います。また、本人の所得または扶養義務者の課税の状況に応じ費用負担があります。

○入所の状況(各年度3月31日現在) (単位:人)

区 分		4年度	3年度	2年度
市内	会津長寿園	127	130	132
	鮮雲荘	19	16	14
市外	緑光園	5	3	3
	合 計	151	149	149

◆デイサービスセンター

施設名	指定管理者
北会津 ^テ イサービスセンター	(福) 市社会福祉協議会

◆施設への助成 (令和4年度)

施設名	助成内容	金額 (千円)
絆	建設に係る借入金償還に対する補助	21,870
会津敬愛苑	建設に係る借入金償還に対する補助	18,203
気生苑	建設に係る借入金償還金利子に対する補助	6,065
天生	建設に係る借入金償還金利子に対する補助	1,998

シルバー人材センター

健康で意欲のある高齢者の就業機会を確保するため、公益社団法人会津若松市シルバー人材センターが果たすべき役割は重要であり、大きな期待が寄せられています。

◆年齢別会員数 (令和5年3月31日現在)

区 分	男	女	計
59歳以下	0	0	0
60～64歳	12	7	19
65～69歳	50	43	93
70～74歳	137	58	195
75～79歳	84	35	119
80歳以上	55	23	78
合 計	338	166	504

◆事業実績の推移

区 分		4年度	3年度	2年度
受注 件数	公 共	112	87	96
	民 間	5,501	5,180	5,128
	計	5,613	5,267	5,224
契約金額(千円)		213,901	206,133	197,418
配分金(千円)		179,539	172,375	165,122
事務費等(千円)		33,843	33,758	32,296
会員数(人)		504	515	503
就業延人員(人)		47,075	46,126	43,048
就業率(%)		90.1	86.2	86.5

※ 事務費等は、事務費及び材料費の合計。

※ 就業延人員で多いのは、運搬・清掃・包装等の職業、サービスの職業、農林漁業の職業の順であり、配分金額でも同様に、運搬・清掃・包装等の職業、サービスの職業、農林漁業の職業の順の順となっています。(令和4年度)

地域支援事業

概要

地域の高齢者を対象に、要介護状態又は要支援状態となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、各種事業を実施し介護予防を推進します。

主な事業

◆介護予防・日常生活支援総合事業

【介護予防・生活支援サービス事業】

要支援者等を対象に、介護予防の充実と多様な主体による多様なサービスを実施します。

○実施状況 単位：千円

区分	4年度	3年度
訪問型サービス	88,986	90,436
通所型サービス	317,679	317,039

【一般介護予防事業】

すべての高齢者を対象に、介護予防に関する知識の普及啓発を実施します。

○実施状況

事業名	4年度	3年度
介護予防教室	490回 4,658人	355回 3,488人
介護予防講座	61回 725人	39回 493人
認知症予防教室	2回 32人	2回 52人

◆包括的支援事業

【地域包括支援センター事業】

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、7ヶ所に設置した地域包括支援センターで、さまざまな相談や介護状態にならないための事業及び虐待等から高齢者を守る権利擁護事業などを、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等の専門職がチームとなって支援します。

○実施状況

区分	4年度	3年度	2年度
電話相談(件)	32,241	29,924	27,715
来所相談(件)	6,396	6,839	5,678
訪問相談(件)	19,503	19,215	18,850
延相談件数(件)	58,140	55,978	52,243

【在宅医療・介護連携推進事業】

在宅医療・介護連携支援センターの設置などにより、高齢者が自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進します。

○実施状況

区分	4年度	3年度	2年度
在宅医療・介護連携の相談・支援件数(件)	25	34	36

【認知症総合支援事業】

認知症の早期発見・早期対応や介護者への支援体制づくりに取り組みます。

○実施状況

事業名	4年度	3年度
認知症初期集中支援推進事業	相談件数 9件	相談件数 8件
認知症地域支援推進員	相談件数 957件	相談件数 943件

【生活支援体制整備事業】

高齢者の生活支援に関する支え合い活動等の支援の充実を図ります。

○実施状況

区分	4年度	3年度
協議体設置	全市1 各地区16	全市1 各地区16
生活支援コーディネーター配置	全市2 各地区7 相談件数 1,722件	全市1 各地区7 相談件数 2,733件

◆任意事業等

【家族介護者交流会事業】

高齢者を介護している家族に、介護の方法や介護予防等の知識や技術の習得、介護者間の情報交換及び交流の場を設け、介護者の負担軽減を図ります。

○実施状況

区分	4年度	3年度	2年度
参加者(人)	176	147	156

【認知症サポーター養成講座】

地域の団体や、職場や学校等を対象に認知症についての出前講座を実施し理解を深めます。

○実施状況

区分	4年度	3年度
回数・養成者数	41回 722人養成	31回 632人養成

【 寝たきり高齢者等紙おむつ等給付事業 】

寝たきりの高齢者等に対し、紙おむつ等の購入費の一部を助成し、在宅生活を支援します。

○実施状況

区 分	4年度	3年度	2年度
給付者（人）	694	741	1,041

【 家族介護慰労金支給事業 】

介護保険サービスを利用せずに重度の要介護者を在宅で介護している家族に対し、慰労金を支給します。

○実施状況

区 分	4年度	3年度	2年度
該当者（世帯）	0	0	1

【 成年後見制度利用支援事業 】

判断能力が不十分な認知症高齢者等が、親族による申し立てが困難な場合など、市長が申し立てを行い、本人の福祉の増進を図ります。

○実施状況

区 分	4年度	3年度	2年度
申立者（人）	21	24	22
利用決定者（人）	20	23	22

【 訪問給食サービス事業 】

本市に居住する65歳以上のひとり暮らし高齢者等にバランスのとれた食事を配食するとともに、安否確認を行っています。

○実施状況

区 分	4年度	3年度	2年度
実利用者数(人)	752	620	531
実食数（食）	124,083	98,341	78,939

会津若松市障がい者計画・第6期障がい福祉計画 ・第2期障がい児福祉計画

基本理念

「障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し合い、人としての尊厳が守られ、共に生きることのできる地域社会の実現」

基本目標

「地域全体で配慮の推進に取り組むまち」
「ライフステージに応じた適切な支援が受けられるまち」
「自らの生き方を主体的に選択し、自己実現ができるまち」

基本方針

①合理的配慮の推進

障がいのある人の権利擁護のため、差別や虐待の予防・解消に取り組むとともに、ソフト・ハード両面でユニバーサルデザインを推進する。また、社会全体で障がいに応じた合理的配慮が行われるよう市民や事業者と協働で取り組む。

②地域で支え合える関係づくり

災害時に援護が必要な人の名簿等を支援者で共有し、災害が発生した際の安否確認等が地域で迅速に行われるような支援体制づくりに取り組む。

③自己実現を可能とする活動の推進

障がいのある人がスポーツや文化芸術活動など余暇活動を楽しむことができるような環境づくりに取り組む。

④雇用・就業の促進

障がいのある人が生きがいを持って安心して働き続けることができるよう、企業などに対して障がい理解の促進に取り組む。

⑤障がいのある子どもへの支援の充実

関係機関と連携して、障がいや発達に課題のある子どもを早期に発見し、充実した療育が受けられる仕組みづくりに取り組む。また、乳幼児期から青年期まで成長過程に応じた支援を受けられる仕組みづくりに取り組む。

⑥地域生活支援の充実

個々の課題に応じた相談支援体制の充実を図るとともに、多様化する課題に対応するため、横断的な連携により、地域生活の基盤となる保健、医療、福祉、相談支援の充実に取り組む。

市民協働での仕組みづくり

地域自立支援協議会を中心に、市民協働で次の6つの仕組みづくりに取り組む。

①障がい理解の仕組みづくり

すべての市民や事業者に障がいや障がいのある人への正しい理解が広がる仕組みを構築する。

②地域で支え合う仕組みづくり

災害への備えなど、地域における福祉力の向上により、身近な地域での見守りや支え合いが行われるような仕組みを構築する。

③活動支援の仕組み

障がいのある人が気軽にまちに出かけ、スポーツや文化芸術、余暇活動に参加し、自分らしく活動するために必要な支援体制の仕組みを構築する。

④一般就労に向けた仕組みづくり

一般就労を希望する障がいのある人が、能力に応じて働く場や機会を得られ、安心して働き続けることができるような支援の仕組みを構築する。

⑤成長過程に応じた一貫した支援の仕組みづくり

障がいのある子どもが健やかに成長できるよう、乳幼児期から卒業後まで切れ目のない一貫した支援を行うための仕組みを構築する。

⑥横断的な支援の仕組みづくり

障がいのある人が地域で暮らし続けることができるよう、保健や医療の分野における関係機関が課題を共有しながら連携し、身近な相談体制など障がい者を支援する仕組みを構築する。

計画期間

◆障がい者計画

平成30年度～令和5年度 6年間

◆第6期障がい福祉計画

令和3年度～令和5年度 3年間

◆第2期障がい児福祉計画

令和3年度～令和5年度 3年間

計画の推進体制

計画は庁内及び庁外の組織により推進する。

- 市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画庁内連絡調整会議（関係課長による組織）
- 市地域自立支援協議会（保健・医療・福祉・教育・経済・地域団体等による組織）

障害者総合支援法

概要

障害者自立支援法が改正され、平成25年4月から障害者総合支援法が施行された。障がいの種類（身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病等）にかかわらず、障がいのある人が必要なサービスを利用できるように利用するための仕組みを一元化している。支援システムは、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されている。

自立支援給付

自立支援給付は利用者個人に支給される個別給付であり、障がい福祉サービス・相談支援・自立支援医療・補装具費で構成されている。

◆訪問系サービス

（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援、同行援護）

日常生活に支障のある障がい者が安心して在宅生活を送ることができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護や外出時における移動支援またはこれらの複数のサービスを包括的に行う。

○利用状況

区分	4年度		3年度		2年度	
	利用者数(人)	支給額(千円)	利用者数(人)	支給額(千円)	利用者数(人)	支給額(千円)
居宅介護	181	128,619	183	128,186	180	122,204
重度訪問介護	7	5,994	7	6,657	10	14,002
行動援護	13	2,313	8	1,309	7	1,667
重度障害者等包括支援	0	-	0	-	0	-
同行援護	31	15,862	33	17,056	34	16,925

◆短期入所

自宅において介護者が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行う。

○利用状況

区分	4年度	3年度	2年度
利用者数(人)	56	52	58
延べ利用日数(日)	1,790	1,573	1,374
支給額(千円)	16,953	14,772	12,411

◆共同生活援助（グループホーム）

主として夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助を行う。

○利用状況

区分	4年度	3年度	2年度
利用者数(人)	234	230	220
支給額(千円)	282,813	274,862	260,369

◆施設入所支援

常時介護を必要とする人に、施設において夜間や休日の居住の場を提供する。

○利用状況

区分	4年度	3年度	2年度
利用者数(人)	135	132	131
支給額(千円)	179,312	175,119	169,984

◆療養介護

医療と常時介護を必要とする障がい者に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う。

○利用状況

区分	4年度	3年度	2年度
利用者数(人)	12	12	11
支給額(千円)	47,006	44,906	43,782

◆生活介護

常時介護を必要とする人に昼間、入浴、排せつ、食事の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供する。

○利用状況

区分	4年度	3年度	2年度
利用者数(人)	271	264	264
利用延べ日数(日)	57,473	57,268	56,561
支給額(千円)	598,180	591,623	575,426

◆就労継続支援A型

一般企業等での就労が困難な人に、原則、雇用契約（最低賃金を保証）に基づいて、就労機会の提供をするとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

○利用状況

区分	4年度	3年度	2年度
利用者数(人)	57	63	65
支給額(千円)	84,506	82,139	76,325

◆就労継続支援B型

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

○利用状況

区分	4年度	3年度	2年度
利用者数(人)	383	374	388
支給額(千円)	432,044	429,123	420,298

◆就労移行支援

一般企業等への就労を希望し、なおかつ就労が可能と見込まれる人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

○利用状況

区 分	4年度	3年度	2年度
利用者数(人)	26	28	24
支給額(千円)	12,128	15,332	11,154

◆就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人に、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問により必要な連絡調整や指導・助言を行う。

○利用状況

区 分	4年度	3年度	2年度
利用者数(人)	3	3	2
支給額(千円)	418	730	296

◆自立訓練

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間は生活能力の向上のために必要な訓練を行う。

○利用状況

区 分	4年度	3年度	2年度
利用者数(人)	2	2	5
支給額(千円)	625	1,711	2,430

◆計画相談支援

障がい福祉サービス利用者に相談支援専門員が利用計画の作成やサービスの調整等を行う。

○利用状況

区 分	4年度	3年度	2年度
利用者数(人)	878	877	859
支給額(千円)	67,524	65,957	63,621

◆地域移行支援

障がい者支援施設に入所している人又は精神科病院に入院している人に、地域生活に移行するための支援を行う。

○利用状況

区 分	4年度	3年度	2年度
利用者数(人)	1	2	3
支給額(千円)	261	629	598

◆地域定着支援

居宅において単身等で生活する人に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行う。

○利用状況

区 分	4年度	3年度	2年度
利用者数(人)	0	0	0
支給額(千円)	0	0	0

◆自立支援医療

心身の障がい状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療費を支給す

る。

○更生医療…身体障がい者を対象とし、障がいの軽減除去を図る治療に必要な医療費を支給する。

区 分	4年度	3年度	2年度	
腎臓機能	件数	2,765	2,435	2,039
	金額(千円)	126,766	126,400	127,172
一 般	件数	28	16	26
	金額(千円)	514	586	930
計	件数	2,793	2,451	2,065
	金額(千円)	127,280	126,986	128,102

○育成医療…身体障がい児又は疾病により障がいが残ると認められる児童を対象とし、障がいの軽減除去を図る治療に必要な医療費を支給。

区 分	4年度	3年度	2年度
件 数	13	16	17
金額(千円)	375	593	360

○精神通院医療…精神障がい者又は精神疾病により治療が必要な人を対象とし、通院治療に必要な医療費を支給する。

区 分	4年度	3年度	2年度
利用者数(人)	2,122	1,980	1,942

◆補装具費の支給

身体障がい者及び身体障がい児等の身体機能を補完・代替する用具(補装具)について、その購入又は修理に要する経費の一部を支給する。

○支給実績

区 分	4年度	3年度	2年度
交付・修理件数(件)	217	219	208
事 業 費 (千円)	23,615	24,585	18,802

地域生活支援事業

障がい者及び障がい児が、その有する能力や適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい者のニーズを踏まえた各種事業を効率的かつ効果的に実施し、障がい者等の福祉の増進を図る。

◆障がい者支援センターカムカム

相談支援・ボランティア活動支援等の機能を集約し、ワンストップの相談窓口として障がい者支援センターカムカムを平成22年7月に設置。

- ・場所 一箕町大字鶴賀字下柳原地内
会津若松市ノーマライズ交流館パオパオ内

◆相談支援事業

障がい者等からの相談に応じ、必要な情報提供や援助を行うこと等により、障がい者等が地域での自立した日常生活・社会生活を営めるよう支援を行う。

○支援実績（障がい者総合相談窓口）

区 分	4年度	3年度	2年度
支援件数(件)	5,354	7,809	9,807

○支援実績（地域障がい者相談窓口）

区 分	4年度	3年度	2年度
支援件数(件)	2,136	2,090	2,227

◆緊急時入所事業

介護を行う者の疾病等緊急な理由により、入所した当該障がい者に対し、入浴、排せつ及び食事の介護やその他の必要な支援を提供する。

○利用状況

区 分	4年度	3年度	2年度
登録者数(人)	31	29	34
実利用者数(人)	1	0	1
利用延べ日数(日)	8	0	10

◆地域生活体験事業

地域における生活を体験できる共同生活を営むべき住居において、障がい者等が相談、食事の提供、その他の日常生活の支援を体験する場を提供する。

○利用状況

区 分	4年度	3年度	2年度
登録者数(人)	0	0	4
実利用者数(人)	0	0	1
利用延べ日数(日)	0	0	2

◆ガイドヘルパー派遣事業

社会生活に必要な外出又は余暇活動等の参加のための外出をする際に、移動の介護が必要な障がい者及び障がい児に対して移動の支援及び移動先での必要な介助を行う。

○利用状況

区 分		4年度	3年度	2年度
個別	実利用者数(人)	78	90	105
	事業費(千円)	8,844	9,482	8,396
グループ	実利用者数(人)	0	0	0
	事業費(千円)	0	0	0

◆日常生活用具費助成事業

障がい者（児）の日常生活上の便宜を図るため、自立支援用具その他の日常生活用具の購入に要する費用を助成する。

○助成状況

区 分	4年度	3年度	2年度
助成件数(件)	2,748	2,680	2,632
事業費(千円)	28,197	25,339	26,593

◆意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がい者、障がい児等について、社会生活上必要な意思の疎通を図るため、手話通訳者や要約筆記者等を派遣してコミュニケーションの支援をする。

○利用実績

区 分		4年度	3年度	2年度
専任手話	手話通訳者(人)	3	3	3
	派遣延べ件数(件)	1,176	1,188	1,122
登録手話	手話通訳者(人)	19	19	22
	派遣延べ件数(件)	485	517	235

◆訪問入浴サービス事業

居宅で入浴することが困難な身体障がい者等に対し、居宅に訪問し、入浴介助のサービスを行う。

○利用実績

区 分	4年度	3年度	2年度
派遣人数(人)	4	2	3
派遣回数(回)	286	107	166

◆地域活動支援センター

障がい者の地域生活支援と社会参加の促進を図るため、障がい者に通所による創作的活動又は生産活動の場を提供する。

○利用実績

区 分	4年度	3年度	2年度
実施箇所数	2	2	2
実利用者数(人)	36	33	33
利用延べ人数(人)	3,482	3,669	3,702

◆タイムケア事業

障がい者（児）の活動の場を確保するとともに、家族の就労支援や休息の確保を図るため、一時的な預かりを行う。

○利用実績

区 分	4年度	3年度	2年度
実施箇所数	8	5	5
利用延べ回数(回)	5,971	5,904	4,479

◆身体障がい者用自動車改造費補助事業

下肢又は体幹機能障がい等を有する身体障がい者が就労等に伴い自動車を取得し、その自動車を改造した場合、その経費の一部を補助する。（限度額 10 万

円)

○補助実績

区 分	4年度	3年度	2年度
対象者数(人)	1	2	4
補助額(千円)	87	200	400

◆身体障がい者用自動車運転免許取得費補助事業

下肢又は聴覚障がい者を有する身体障がい者が運転免許を取得したことに対し、取得費用の一部を補助する。(限度額10万円)

○補助実績

区 分	4年度	3年度	2年度
対象者数(人)	0	1	1
補助額(千円)	0	100	100

◆手話講習会・点字講習会の開催

障がい者に対する理解と認識を広めるために、市民に対し手話及び点字の講習会を開催する。

○開催状況

区 分	4年度	3年度	2年度
手話講習会参加者数(人)	24	17	中止
点字講習会参加者数(人)	7	2	中止

◆生活サポート事業

障害者総合支援法による障害支援区分が非該当の方に日常生活や家事に対する必要な支援を行う。

○利用実績

区 分	4年度	3年度	2年度
利用者数(人)	0	0	0
利用延べ回数(回)	0	0	0

◆手話奉仕員養成事業

日常会話の手話表現技術を習得し、聴覚障がい者との交流促進等を担う手話奉仕員を養成する。

○開催状況

※ただし、全過程のうち半数以上の出席の者

区 分	4年度	3年度	2年度
受講者数(人)	10	6	中止

◆福祉ホーム事業

家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障がい者に対し、低額な料金で住まいの場を提供するとともに、日常生活に必要な便宜を供与する。

○利用実績

区 分	4年度	3年度	2年度
対象者数(人)	2	1	1

◆ワークシェアリング事業

庁内において、障がい者に職場体験的に働く場を提供すると共に、労働対価としての謝礼金を支払い、障がい者の就労意欲の喚起と社会参加の促進を図る。

○実施状況

区 分	4年度	3年度	2年度
実施日数	12	15	24
延べ参加人数(人)	68	102	124
参加事業所	9	9	7

◆余暇活動支援事業

障がい者の余暇時間の充実に資するイベントの開催や、交流の場の運営を通して、主体的な余暇活動を支援し、障がい者の社会参加を促進する。

○利用実績

区 分	4年度	3年度	2年度
延べ利用者数(人)	1,907	1,966	2,559

◆成年後見制度利用促進補助事業

成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められる障がい者につき、当該費用の全部又は一部の補助を行う(平成25年度から事業開始)。

○補助実績

区 分	4年度	3年度	2年度
対象者数(人)	6	5	5
補助額(千円)	1,587	1,296	1,021

障がい児支援

障害者自立支援法の改正により、平成24年4月から児童福祉法に基づき障がい児支援を実施している。身近な地域における支援の充実を目的に複数の事業が創設された。

◆児童発達支援

未就学の障がい児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。

○利用状況

区 分	4年度	3年度	2年度
利用者数(人)	127	106	94
利用延べ回数(回)	7,509	7,434	6,845
支給額(千円)	99,166	98,363	81,820

◆放課後等デイサービス

就学している障がい児を対象に、放課後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。

○利用状況

区 分	4年度	3年度	2年度
利用者数(人)	205	189	176
利用延べ回数(回)	22,852	22,397	19,468
支給額(千円)	197,295	194,419	184,485

◆保育所等訪問支援

保育所その他の集団生活を営む施設に通う障がい児を対象に、保育所等を訪問し集団生活への適応のための専門的な支援を行う。

○利用状況

区 分	4年度	3年度	2年度
利用者数(人)	66	42	32
利用延べ回数(回)	383	348	110
支給額(千円)	6,468	5,998	1,771

◆障がい児相談支援

障がい児通所支援利用者に相談支援専門員が利用計画の作成やサービスの調整等を行う。

○利用状況

区 分	4年度	3年度	2年度
利用者数(人)	313	271	273
支給額(千円)	26,105	22,480	18,122

障がい者の福祉

概要

障がい者やその家族の多様なニーズに対応した在宅サービス等の各種施策の推進や障がい者の社会参加を促進している。

身体障がい者

身体障害者福祉法に基づき視覚、聴覚、平衡、音声、言語機能、内部に障がいのある方及び肢体不自由の方に身体障害者手帳を交付している。この手帳所持者は、法令に定める支援等が受けられる。

◆身体障害者手帳交付者数

(令和5年4月1日現在) (人)

区分3	視覚	聴覚 平衡	音声言語 そしゃく	肢体 不自由	内部	計	
1級	18歳未満	0	0	0	35	3	38
	18歳以上	130	30	1	531	1,071	1,763
	計	130	30	1	566	1,074	1,801
2級	18歳未満	0	1	0	5	0	6
	18歳以上	109	85	1	512	17	724
	計	109	86	1	517	17	730
3級	18歳未満	0	1	0	3	4	8
	18歳以上	17	57	46	544	408	1,072
	計	17	58	46	547	412	1,080
4級	18歳未満	0	0	0	2	1	3
	18歳以上	28	153	20	780	408	1,389
	計	28	153	20	782	409	1,392
5級	18歳未満	0	0	0	2	0	2
	18歳以上	29	1	0	280	0	310
	計	29	1	0	282	0	312

6級	18歳未満	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	32	193	0	143	0	368
	計	32	193	0	143	0	368
合計	18歳未満	0	2	0	47	8	57
	18歳以上	345	519	68	2,790	1,904	5,626
	計	345	521	68	2,837	1,912	5,683

※ 重複障がい者については、主たる障がいの区分に計上

◆身体障がい者数の推移(各年4月1日現在)(人)

区分	令和4年	令和3年	令和2年
18歳未満	60	60	65
18歳以上	5,769	5,939	6,762
計	5,829	5,999	6,827

知的障がい者

知的障がい者(児)に対して、一貫した相談、支援が受けられるよう療育手帳を交付している。

◆療育手帳交付者数(令和5年4月1日現在)(人)

区分	A(重度・重度)	B(中度・軽度)	計
18歳未満	71	164	235
18歳以上	270	579	849
計	341	743	1,084

◆知的障がい者数の推移(各年4月1日現在)(人)

区分	令和4年	令和3年	令和2年
18歳未満	219	212	206
18歳以上	873	851	830
計	1,092	1,063	1,036

精神障がい者

精神障がい者に対して、一貫した相談、支援が受けられるよう精神障害者保健福祉手帳を交付している。

◆精神障害者保健福祉手帳交付者数

(令和5年4月1日現在)

区 分	所持者数(人)
1級	76
2級	581
3級	560
計	1,217

※2年ごとに更新が必要

◆精神障害者保健福祉手帳交付状況

(各年4月1日現在) (人)

区分	令和4年	令和3年	令和2年
1級	71	69	66
2級	559	528	522
3級	504	446	427
計	1,134	1,043	1,015

各種施策

◆在宅重度障がい者対策事業

在宅の重度身体障がい者または人工肛門、人工膀胱造設者に対し、経済的負担の軽減を図るため、治療材料、衛生器材を給付する。

○給付者数(人)

区 分	4年度	3年度	2年度
治療材料	108	108	71
衛生器材	28	27	29
計	136	135	100

◆障がい者訪問給食サービス事業

在宅の一人暮らしの障がい者等に対して弁当を宅配し、配達時に安否認定を行う。(年齢65歳到達後は高齢福祉課へ移管)

区 分	4年度	3年度	2年度
利用人数(人)	36	24	26
延べ配食数(食)	9,921	8,416	8,216

◆重度心身障がい者医療費助成事業

身体障害者手帳1級、2級、3級(内部障がい者)、療育手帳A、精神保健福祉手帳1級及び身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳を重複して所持している重度心身障がい者が、医療機関にかかった場合医療費の一部を助成する。

○助成状況

区 分	4年度	3年度	2年度
受給者数(人)	2,551	2,559	2,621
助成件数(件)	65,182	65,552	65,056
助成額(千円)	218,275	223,633	229,489
1人当りの医療費(円)	85,564	87,391	87,558
1件当りの医療費(円)	3,349	3,412	3,528

◆人工透析患者通院交通費助成事業

人工透析を受けている腎臓機能障がい者が透析のため医療機関への通院に要する交通費の一部を助成する。

○助成実績

区 分	4年度	3年度	2年度
助成実人数(人)	24	25	23
助成額(千円)	4,319	4,789	3,904

◆特別障害者手当等

日常生活に常時介護が必要な在宅の重度障がい者に支給する。

○支給状況

(単位：千円)

区 分		4年度	3年度	2年度
特別障害者手当	件数	141	147	148
	金額	46,670	48,437	47,658
経過的福祉手当	件数	1	1	2
	金額	179	313	491
計	件数	142	148	150
	金額	46,849	48,750	48,149

◆外出支援事業

一定の資格要件に該当する障がい者に対し、移動支援を目的として、市内の公共交通機関で使用できる利用券を交付する。（利用券は1枚100円）

○月8枚交付者

- ①身体障害者手帳（肢体不自由、視覚、内部）の1級所持者
- ②療育手帳の程度A所持者
- ③精神保健福祉手帳1級所持者

○月40枚交付者（旧「車いすタクシー運賃助成対象者」）

- ①身体障害者手帳（障がい種別：不問）の所持者の常時車いす使用者（65歳以上の3～6級所持者は除く：高齢者福祉制度で対応）
- ②療育手帳または精神保健福祉手帳所持者の常時車いす使用者

区 分	4年度	3年度	2年度
8枚交付者（人）	273	282	324
40枚交付者（人）	221	275	191
助成額（千円）	7,130	7,581	5,529

◆緊急通報システム事業（障がい者）

ひとり暮らしの重度身体障がい者等に緊急通報装置を貸与し、緊急時に迅速かつ適切な対応をする緊急通報体制を整備する。（年齢65歳到達後は高齢福祉課へ移管）

区 分	4年度	3年度	2年度
支給人員（人）	6	5	7
支給額（千円）	210	159	219

◆公の施設利用支援

市に登録した障がい者団体に対し、条例等に基づき公の施設の使用料を減免し、自主的な活動を支援する。

区 分	4年度	3年度	2年度
登録団体数	24	24	22

◆障がい者雇用優良事業所顕彰事業

障がい者雇用に積極的に取り組む事業所を、社会貢献優良事業所として表彰するとともに、広く市民へ広報・啓発することで、障がい者雇用の促進を図る。

区 分	4年度	3年度	2年度
表彰件数	2	1	1

児童の福祉

概要

本市の児童福祉は、要保護児童の保護のみにとどまらず、広く児童の健全育成を図ることを目的としている。

教育を希望する未就学児童を預かる教育施設（認定こども園、幼稚園）や保育が必要な未就学児童を預かる保育施設（認可保育所、認定こども園、地域型保育）に公定価格等の財政支援を保障するとともに、施設整備及び各種保育事業へ助成をしている。さらに、保育士等の研修会に対し助成を行い、保育の質の向上に努めている。

小学校就学児童については、留守家庭の児童を対象としたこどもクラブを設置し児童の健全な育成を図っている。

障がいのある子どもとその家族に対する支援については、児童福祉法に基づく障害児通所支援や障害児相談支援の拡充等により、療育体制及び相談体制の充実を図っている。

◆児童（0～18歳）人口（各年4月1日現在） （単位：人）

区分	令和5年	令和4年	令和3年
男	8,787	9,095	9,289
女	8,365	8,597	8,824
計	17,152	17,662	18,113

相談・指導事業

要保護児童等の早期発見及び適切な保護を図るため、関係機関、児童の保健福祉に関する職務に従事する者、その他の関係者で成る要保護児童対策地域協議会を設置し、連携して対応している。

◆要保護児童対策地域協議会（単位：回）

区分	4年度	3年度	2年度
代表者会議	1	1	1
実務者会議	4	4	4
個別ケース検討会議	64	90	93

◆家庭児童相談室

家庭における人間関係や児童の養育等の問題について相談を受けるため、家庭児童相談室を設置している。相談室では、2名の家庭相談員が、児童のしつけや家庭内の問題について相談を受け、助言、指導を行っている。

○相談状況（単位：件）

	4年度	3年度	2年度
性格・生活習慣等	21	24	6
知能言語	158	86	77
学校生活等	30	13	4
非行	0	0	1
家庭関係	413	436	460
心身障がい	46	21	32
その他	1	8	2
計	669	588	582

母子生活支援施設

配偶者のない女子、またはこれに準ずる女子、およびその者が監護すべき児童であり、在宅での生活に問題のある母子が入所、利用し、これらの者の自立促進のため、その生活を支援することを目的としている。

○入所状況（各年3月31日現在）

区分	4年度	3年度	2年度
世帯数	4	5	7
人員	10	15	21

※本市措置分のみ

教育・保育施設等

平成27年4月の「子ども・子育て支援新制度」施行と令和元年10月施行の「子ども・子育て支援法」の一部改正に伴い、幼稚園や保育所、認定子ども園等を利用する場合は、子どもの年齢、保育の必要性に応じた「教育・保育給付認定」を受け、各施設の利用手続きをすることになった。各施設の利用者負担額（保育料）は、市が定める額で、保護者の所得に応じた負担とした。

また、幼稚園の新制度移行や地域型保育事業者等の新設、さらに、幼稚園から認定子ども園への移行が進み、令和4年度は、認可保育所11か所、幼保連携型認定子ども園18か所、幼稚園2か所、地域型保育事業者9か所となり、多様化する保育ニーズに対応できるよう保育枠の拡大に努めた。

なお、教育・保育施設等を利用していない子育て家庭を支援するため、一時預かりや地域子育て支援センターの事業を各施設において実施している。

◆教育・保育施設の状況（新制度移行施設）

（令和5年4月1日現在）

区分	施設名	定員 (人)	入所児童数 (人)
公立保育所	中央保育所	100	82
	広田保育所	140	113
私立保育所	若松第一保育園	150	113
	若松第二保育園	120	123
	若松第三保育園	150	124
	のぞみ保育園	110	106
	つるが保育園	150	148
	門田報徳保育園	120	110
	会津報徳保育園	90	82
	面川報徳保育園	45	41
	すくすく園	70	72
	私立認定	みなみ若葉子ども園	262
認定子ども園 会津若葉幼稚園		165	118
菅原若葉子ども園		118	93
会津慈光子ども園		195	164
慈光第二子ども園		165	127
	認定子ども園 子どもの森	175	176

こども園	認定子ども園 榎の木	115	124
	認定子ども園 北会津こどもの村幼保園	185	166
	認定子ども園 若松第一幼稚園	65	45
	認定子ども園 若松第二幼稚園	115	79
	認定子ども園 若松第三幼稚園	95	62
	認定子ども園 こぼとらんど	160	150
	とうみょう子ども園	125	121
	ザベリオ学園子ども園	150	88
	南町子ども園	100	96
	やまがみらい子ども園	140	136
公立	どんぐり山子ども園	100	91
	あいづ博愛子ども園	80	71
公立	河東第三幼稚園	50	12
私立	若松聖愛幼稚園	45	18
地域型保育事業	リトルスターほいくえん	19	19
	ロータス保育園	19	8
	ムジバビィ&チャイルドルーム	5	3
	まな児遊園 門田ルーム	15	15
	まな児遊園 幸くるルーム	11	11
	ミッキー保育園	19	9
	ベビーハウスミッキー	19	9
さくらんぼ保育園	26	7	
	マウントベビーハウス	5	2
計		3,988	3,335

※広域入所は除く。

◆教育部分（1号認定）入所状況

（各年4月1日現在）

区分	令和5年	令和4年
教育施設数	20箇所	20箇所
定員	821人	916人
入所児童数	3歳児	145人
	4歳児以上	343人
	計	488人
入所率	定員比率	59.4%
	乳幼児人口比率	10.9%

※広域入所は除く。

※教育施設は 認定子ども園18か所（保育部分と重複）、新制度移行幼稚園2か所の計20か所

◆保育部分（2・3号認定）入所状況

（各年4月1日現在）

区分	令和5年	令和4年	令和3年	
保育施設数	38箇所	38箇所	38箇所	
定員	3,167人	3,167人	3,140人	
入所児童数	3歳未満児	1,083人	1,143人	1,077人
	3歳児	577人	544人	579人
	4歳児以上	1,187人	1,232人	1,258人
	計	2,847人	2,919人	2,914人
入所率	定員比率	89.9%	92.2%	92.8%
	乳幼児人口比率	63.8%	62.3%	59.2%

※各年度、広域入所は除く。

※令和5年の保育施設は、保育所11か所、認定こども園18か所（教育部分と重複）、地域型保育事業9か所の計38か所

◆入所児童等の状況（令和5年4月1日現在）

区分	人員（人）			割合（%）	
	公立	私立	計		
教育・保育施設数	3	37	40	-	
定員	290	3,698	3,988	-	
入所児童数	0歳	4	71	75	2.2
	1歳	28	424	452	13.6
	2歳	38	518	556	16.7
	3歳	48	674	722	21.6
	4歳	42	687	729	21.9
	5歳	47	754	801	24.0
	計	207	3,128	3,335	100.0

※広域入所は除く。

◆入所理由の状況（令和5年4月1日現在）

1号認定	教育	488人
2・3号認定	就労	2,528人
	妊娠・出産	41人
	保護者の疾病等	31人
	同居親族の介護等	5人
	災害復旧	0人
	求職活動	59人
	職業訓練・就学	15人
	児童虐待・DV	0人
	育児休業	168人
	その他	0人
	計	3,335人

※ 1号認定…満3歳以上で教育を希望する児童
2号認定…満3歳以上で保育を希望する児童
3号認定…満3歳未満で保育を希望する児童

※ 広域入所は除く。

◆幼児教育・保育の無償化

令和元年10月より、3歳児から（教育・保育給付認定1号認定は満3歳から）5歳児の全世帯と、0歳児から2歳児の住民税非課税世帯の利用者負担額が無償化された。

◆ 3号認定者の利用者負担額（保育料）

単位：円

階層区分 (定義)	3歳 未満児
第1階層 (生活保護世帯)	0 (0)
第2階層(市民税非課税)	0 (0)
第3階層(市民税所得割非課税)	17,000 (16,700)
第4階層(市民税所得割 48,600円未満)	19,500 (19,100)
第5階層(市民税所得割 66,000円未満)	23,000 (22,600)
第6階層(市民税所得割 78,000円未満)	27,000 (26,500)
第7階層(市民税所得割 97,000円未満)	30,000 (29,400)
第8階層(市民税所得割 116,000円未満)	34,000 (33,400)
第9階層(市民税所得割 142,000円未満)	39,000 (38,300)
第10階層(市民税所得割 169,000円未満)	42,000 (41,200)
第11階層(市民税所得割 216,000円未満)	48,000 (47,100)
第12階層(市民税所得割 280,000円未満)	54,000 (53,000)
第13階層(市民税所得割 301,000円未満)	58,000 (57,000)
第14階層(市民税所得割 397,000円未満)	62,000 (60,900)
第15階層(市民税所得割 529,000円未満)	66,000 (64,800)
第16階層(市民税所得割 529,000円以上)	70,000 (68,800)

※下段()内は保育短時間の場合の利用者負担額

◆ 3号認定者階層別の入所状況

(令和5年4月1日現在)

階層区分	人員	割合
第1階層	1人	0.1%
第2階層	64人	5.9%
第3階層	43人	4.0%
第4階層	91人	8.4%
第5階層	99人	9.1%
第6階層	83人	7.7%
第7階層	122人	11.3%
第8階層	121人	11.2%
第9階層	146人	13.5%
第10階層	101人	9.3%
第11階層	117人	10.8%
第12階層	60人	5.5%
第13階層	5人	0.5%
第14階層	19人	1.7%
第15階層	3人	0.3%
第16階層	8人	0.7%
計	1,083人	100%

※広域入所は除く。

◆保育所運営委託料・扶助費の推移

区 分	4年度	3年度	2年度
施設数(所)	37	37	37
利用延べ人数(人)	42,152	43,823	44,520
保育所運営委託料(千円)	1,204,236	1,334,634	1,535,114
扶助費(千円)	2,697,800	2,581,902	2,353,123
対前年比(%)	100	101	102

※平成27年度新制度開始に伴い保育所運営委託料、及び扶助費(施設型給付費・地域型保育給付費)にて支給を行った。

◆保育所等への特別保育事業補助金交付状況

4年度	3年度	2年度
465,140千円	447,983千円	434,949千円

※各施設で提供した延長保育、一時預かり、障がい児保育、地域子育て支援センター等の保育サービスに対し補助金を交付した。

へき地保育所

◆へき地保育所

交通条件や自然条件等に恵まれない山間地域における保育を要する児童に対し、保育サービスの提供を行っている。

保育所は市が設置し、指定管理者による運営・管理を行っている。

○入所児童数 (各年4月1日現在)(単位:人)

区 分	定員	5年度	4年度	3年度
湊しらとり保育園	60	29	39	38

在宅福祉対策

◆子ども医療費助成事業

本市に住所を有する、0歳から18歳に達した以後における最初の3月31日までの児童を対象に、保健の向上に寄与するため、医療費の一部負担額及び入院時食事療養費(自己負担分)を保護者に助成している。

○助成状況

区 分	4年度	3年度	2年度
助成対象人数(人)	17,152	17,662	18,113
助成件数(件)	214,864	213,209	200,116
助成額(千円)	482,318	471,698	445,544
1人当たりの助成額(円)	28,120	26,707	24,598
1件当たりの助成額(円)	2,245	2,212	2,226

◆児童手当

次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援する。

○支給要件 中学校修了前の児童を養育している者

○手当の額(月額)

3歳未満	15,000円
3歳以上小学校修了前	
第一子・第二子	10,000円
第三子以降	15,000円
中学生	10,000円
所得制限以上の者	一律 5,000円
所得上限以上の者	非該当

○支給時期 年3回(2月、6月、10月)

○児童手当支給状況

区 分	4年度	3年度	2年度	
児童手当	受給者数(人)	7,238	7,651	7,841
	延児童数(人)	12,219	12,888	13,231
	支給額(千円)	1,624,920	1,684,040	1,729,610

※受給者数は2月末時点

◆障害児福祉手当

日常生活に常時介護が必要な在宅の重度障がい児に支給する。

○支給状況 (単位:千円)

区 分	4年度	3年度	2年度	
障害児福祉手当	件数	45	47	53
	金額	7,084	7,485	8,502

◆特別児童扶養手当

身体または精神に中度又は重度の障がいをもつ20歳未満の児童を監護している父もしくは母、又は父母にかわって児童を養育している人に支給する。

○手当支給資格児童数 (各年4月1日現在)			
区 分	4年度	3年度	2年度
1級(重度)	105人	98人	99人
2級(中度)	148人	155人	165人
計	253人	253人	264人

◆就学遺児激励金

就学遺児に対し激励金を支給する。

○支給対象

本市に住所を有し、学校教育法第1条に規定する小・中学校又は特別支援学校の小学部もしくは中学部第1学年に在学する就学遺児。なお、平成25年度より対象を小・中学校に在学する児童に拡大し、小学校在学時(又はその学齢時)1回、中学校在学時(又はその学齢時)1回支給している。

○支給額 就学遺児1人につき30,000円/回

○支給状況

区 分	4年度	3年度	2年度
支給児童数(人)	38	30	40
支給額(千円)	1,140	900	1,200

健全育成対策

◆児童館

児童館は、児童福祉法に基づく児童厚生施設で、児童に健全な遊びの場を与え、その健康増進と情操を豊かにするため、近隣地域の児童を対象として児童の集団指導や放課後児童健全育成事業などを行っている。

○幼児クラブ登録数(令和4年度)(単位:組)

区 分	幼児
西七日町児童館 (西七日幼児クラブ)	26

○利用状況(年間延べ人数)(単位:人)

区 分	4年度	3年度	2年度	
城前児童センター	登録児童	—	14,491	13,561
	幼児クラブ	—	36	187
	自由来館者	—	84	186
行仁町児童センター	登録児童	—	—	18,489
	幼児クラブ	—	—	408
	自由来館者	—	—	374
西七日町児童館	登録児童	—	—	—
	幼児クラブ	473	354	66
	自由来館者	3,390	2,828	2,572
合 計	登録児童	—	14,491	32,050
	幼児クラブ	473	390	661
	自由来館者	3,390	2,912	3,132

※登録児童:放課後児童健全育成事業の利用児童

※幼児クラブのみ単位は組

◆放課後児童健全育成事業

保護者の就労等による留守家庭の小学生を対象として「こどもクラブ」を設置し、放課後等に遊びを主として余暇指導、生活指導を行い、児童の健全な育成と事故防止を図る。

児童福祉法の改正に伴い、平成27年度から利用対象を小学3年生までから6年生までに拡大したことから、施設を増設し、定員を増員した。

また、利用時間についても18時から19時までに延長した。

○登録児童数(令和5年5月1日現在)(単位:人)

区 分	計	区 分	計
鶴城こどもクラブ (社会福祉法人 博愛会)	79	永和こどもクラブ (社会福祉法人 南町保育会)	41
城北こどもクラブ (社会福祉法人 会津若松保育協会)	164	神指こどもクラブ (社会福祉法人 南町保育会)	33
行仁こどもクラブ (社会福祉法人 博愛会)	101	門田こどもクラブ (社会福祉法人 会津報徳会)	135
城西こどもクラブ (社会福祉法人 会津報徳会)	161	城南第一こどもクラブ (学校法人 慈光学園)	96
謹教こどもクラブ (社会福祉法人 南町保育会)	114	城南第二こどもクラブ (社会福祉法人 南町保育会)	32
日新こどもクラブ (学校法人 若松幼稚園)	119	東山こどもクラブ (社会福祉法人 博愛会)	81
湊こどもクラブ (社会福祉法人 会津若松市社会福祉協議会)	27	小金井第一こどもクラブ (特定非営利活動法人 会津NPOセンター)	144
一箕第一こどもクラブ (社会福祉法人 会津若松保育協会)	38	小金井第二こどもクラブ (特定非営利活動法人 会津NPOセンター)	42

一箕第二こどもクラブ (社会福祉法人 会津若松保育協会)	143	荒館こどもクラブ (学校法人 白梅)	89
一箕第三こどもクラブ (社会福祉法人 会津若松保育協会)	47	川南こどもクラブ (学校法人 白梅)	35
松長第一こどもクラブ (社会福祉法人 会津若松市社会福祉協議会)	45	河東こどもクラブ (特定非営利活動法人 会津NPOセンター)	114
松長第二こどもクラブ (社会福祉法人 会津若松市社会福祉協議会)	40		
合 計		1,920	

※ () は事業委託先

◆こどもクラブ利用料(減免申請が必要)

		当該年度市町 村民税課税	当該年度市町 村民税非課税
一般世帯	1人目	4,000円 (1,000円)	2,000円 (500円)
	2人目	2,000円 (500円)	0円 (0円)
	3人目以降	0円 (0円)	0円 (0円)
ひとり親世帯	1人目	2,000円 (500円)	1,000円 (250円)
	2人目以降	0円 (0円)	0円 (0円)
生活保護世帯		0円	

※ () 内は18時以降利用時の延長利用料

◆地域組織(母親クラブ)活動支援

児童館等を拠点として、親子の交流行事や家庭養育の研修、地域行事への参加等を行い、地域の中で児童健全育成を進めている「地域組織」の活動を支援している。

○対象クラブ (令和5年4月1日現在)

- ・行仁母親クラブ

社会環境の整備事業等

◆児童遊園

児童に健全な遊び場を与え、その健康を増進し、また、情操豊かなものにするため設置している。

○設置状況 (令和5年4月1日現在)

- ・大木の芝原公園

◆保育所保育士研修会

保育所職員の専門的知識・技能を高め、より豊かな保育を実施するため、市保育士会の協力を得て開催している。

○開催状況

区 分	4年度	3年度	2年度
回 数 (回)	3	3	0
参加者数 (人)	1,140	1,076	0

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、各施設で研修を開催。

◆一時預かり事業(一般型)

(令和5年4月1日現在)

保育所等を利用していない家庭において、日常生活上の突発的な事情等により保育できない未就学児童を保育所、認定こども園等で一時的に預かり、保育している。育児疲れ解消にも利用でき、保護者の心理的・身体的負担の軽減を支援している。市内保育所5か所、認定こども園18か所、幼稚園1か所で実施している。

◆地域子育て支援センター事業

(令和5年4月1日現在)

育児不安解消のための知識、技術を提供するために、電話相談や面接相談を行っている。そのほか、遊び場や親と子の触れ合いを深め、母親同士、育児の情報交換や悩みを出し合い、解消していく場の提供として、市内保育所9及び幼保連携型認定こども園18か所、地域型保育施設を運営している法人1か所で園庭の開放等の活動を行っている。

◆ファミリー・サポート・センター事業

仕事と子育ての両立のための基盤を整備し、安心して子育てができる環境づくりを行うため、育児を手助けしてほしい人と手助けしたい人との連絡調整、援助希望者への講習会などを行い、保育施設等への送迎や病児・病後児も対象とした一時預かりを実施し、子育て相互援助活動への支援を行っている。

○活動実績

	4年度	3年度	2年度
利用件数(件)	2,718	2,918	2,572
うち 病児・緊急時の預かり等	7	2	1

◆ホームスタート事業

子育てに不安を抱える家庭、地域から孤立しそうな家庭に市民ボランティアが訪問し、養育者の悩みや相談に応じたり、一緒に家事・育児をする傾聴を中心とした支援を行っている。

○活動実績

	4年度	3年度	2年度
利用世帯数（世帯）	27	27	24
子どもの人数（人）	46	39	40
訪問回数延べ（回）	286	275	231

◆ブックスタート事業

絵本を通して赤ちゃんと保護者があたたかい時間を分かち合うことを応援する子育て支援として、市が実施する4か月児健康診査において、赤ちゃんと保護者に絵本や絵本ガイドなどの入った「ブックスタート・パック」の配付を行っている。

○活動実績

	4年度	3年度	2年度
配付対象者（人）	657	721	781
配付状況（人）	628	676	735

◆子育て短期支援事業

保護者の疾病や出張、育児疲れ等の理由により、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、一定期間、母子生活支援施設において、児童を預かることにより、保護者の負担軽減及び、虐待の未然防止を図っている。また、緊急一時的に母子保護を必要とする場合、養育・保護することにより、その児童及び家庭の福祉の向上を図っている。

○活動実績

	4年度	3年度	2年度
利用日数（日）	11	16	31

◆産後ヘルパー派遣事業

産後6か月以内で、日中、家族などから家事や育児の支援を受けることが難しい家庭に、市が委託した事業者から産後ヘルパー（有償）を派遣し、家事や育児の支援を行うことで、育児不安や負担の軽減を図り、乳幼児の健やかな成長につなげる。令和3年度より事業開始。

○活動実績

	4年度	3年度
登録者数（人）	16	7

ひとり親家庭の福祉

概要

ひとり親家庭においては、家庭と仕事の両立が難しく、経済的な問題や子育ての悩みを抱えている家庭が多い状況となっている。

本市では、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進のため、各種の福祉手当等の援助と指導体制の強化を図っている。

相談・指導事業

◆女性福祉相談室

要保護女子の発見に努め、その相談に応じ助言を行うため女性相談員を2名置き、母子家庭の生活相談や貸付相談業務にあたるとともに、潜在母子家庭の早期発見と自立のため援助を行っている。

○相談種別・件数の推移

区 分	4年度	3年度	2年度	
施設入所	3	3	4	
経済問題	47	89	74	
職業問題	24	14	21	
住宅問題	1	9	17	
家族問題	夫婦	334	243	329
	その他	70	83	46
更生問題	0	0	0	
その他	32	67	37	
計	511	508	528	

在宅福祉対策

◆ひとり親家庭医療費助成事業

本市に住所を有するひとり親家庭の親及びその児童並びに父母のない児童に係る疾病または負傷について、保険診療分の一部負担金を助成している。

(平成29年10月より窓口無料化され、自己負担なし。)

○ひとり親家庭医療費の助成状況 (各年3月31日現在)

区 分	4年度	3年度	2年度
登録世帯数(世帯)	1,223	1,277	1,308
登録人数(人)	3,071	3,197	3,261
助成件数(件)	17,393	17,386	17,058
助成額(千円)	49,959	50,717	49,476
1人当たりの医療費(円)	16,270	15,864	15,172
1件当たりの医療費(円)	2,873	2,917	2,900

自立支援対策

◆母子・父子・寡婦福祉資金貸付

ひとり親家庭、父母のいない児童及び寡婦等に資金の貸付を行い、経済的自立と生活意欲の助長を図っている。平成26年10月より、父子家庭への貸付が開始された。

○母子・父子・寡婦福祉資金貸付決定の状況

・4年度 1件、3年度 3件、2年度 5件

○母子・父子・寡婦福祉資金に関する相談件数

・4年度 28件、3年度 43件、2年度 37件

◆児童扶養手当

父親又は母親がいない場合や、父親又は母親が身体や精神に重い障がいがある場合に、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童を養育している方に支給している。(所得の制限あり)

○支給要件

・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童(心身に障がいのある児童は20歳未満)を監護、養育する者(父子家庭については監護のほか、生計が同一であること)

○手当の額 (令和5年4月1日現在)

児童1人の場合 月額 最大 44,140円

児童2人の場合 月額 最大 10,420円加算

3人以上の場合 1人増すごとに

月額最大 6,250円加算

○支給時期 年6回(1、3、5、7、9、11月)

○児童扶養手当受給権者数 (各年8月1日現在)

区 分	4年度	3年度	2年度
離婚	1,071	1,133	1,327
死亡	11	13	10
遺棄	1	2	1
未婚の母	153	155	133
父又は母障がい	1	2	3
その他	4	8	10
計	1,241	1,313	1,484

※法改正により、平成22年8月から父子家庭にも支給が拡大され、平成26年12月より年金との併給が認められるようになった。

◆ひとり親家庭自立支援給付金

ひとり親家庭の父、母を対象に、生活の安定を図るため資格取得や技能取得、学び直しを支援するための費用を助成しています。

○高等職業訓練促進給付金

看護師、介護福祉士、保育士等の資格取得を目指し養成機関で修業する父又は母で、児童扶養手当を受給している等の要件を満たす方に4年間を上限に月額で市民税課税世帯70,500円、非課税世帯100,000円を支給しています。（最終12か月は40,000円増額）

〈実績〉

	4年度	3年度	2年度
件数（件）	13	12	10

○自立支援教育訓練給付金

就業に結びつく指定教育訓練講座を受講する父又は母で、児童扶養手当を受給している等の要件を満たす方に費用の60%を支給します。

〈実績〉

	4年度	3年度	2年度
件数（件）	0	4	0

○高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金

高等学校卒業程度認定試験合格を目指し、対象講座を受講するひとり親家庭の父、母、児童で、児童扶養手当を受給している等の要件を満たす方に対象講座受講修了時には、受講費用の40%、2年以内に高等学校卒業程度認定試験に合格時には、受講費用の20%を支給します。

低所得者の福祉

生活保護法による保護の概要

生活保護法は、日本国憲法第 25 条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに生活の向上をはかりつつ、その自立を助長することを目的としている。

◆生活保護制度の基本理念

生活保護法には、生活保護制度を運用するに当たって、国民が等しく理解し遵守されなければならない原理が明記されている。すなわち国家責任の原理、無差別平等の原理、最低生活の原理、補足性の原理の四つである。

このうち「国家責任の原理」「無差別平等の原理」「最低生活の原理」は、いわば国の守るべき事柄を定めたもので、生活に困窮しているかどうかに着目して保護をし、憲法上の権利として保障されている健康で文化的な生活を可能にするものでなくてはならないと定めている。

「補足性の原理」は、保護を受ける側に要請されている要件で、保護に要する経費は国民の税で賄われていることなどから、保護を受けるためには、各自がその利用し得る資産、能力その他あらゆるものを最低限度の生活のために活用することを要件としており、また、民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとしている。

生活保護の要否は、最低生活費と収入の対比で決められる。すなわち最低生活費よりも収入が少ない場合に保護の必要が生じる。また、保護の程度は、厚生労働大臣の定める基準によって算定した最低生活費をもとにして、その世帯の金銭又は物品で充たすことのできない不足分を給付するものである。

◆被保護世帯数と人員 (各年度末)

区 分	4 年度	3 年度	2 年度
被保護世帯数	1,417	1,416	1,478
被保護人員	1,711	1,712	1,813
1 世帯当り人員	1.2	1.2	1.2
保 護 率(%)	15.0	14.9	15.4

※%o(パーミル)は千分率

※被保護世帯数及び人員には保護停止中も含む

◆保護の状況 (各年度末)

区 分	4 年度	3 年度	2 年度
被保護人員	1,708	1,710	1,813
生活扶助(人)	1,538	1,531	1,620
住宅扶助(人)	1,442	1,420	1,506
教育扶助(人)	55	41	55
医療扶助(人)	1,305	1,326	1,397
介護扶助(人)	357	350	358
生業扶助(人)	16	9	20
出産扶助(人)	1	1	0
葬祭扶助(人)	21	29	26

※出産扶助・葬祭扶助は年度計の人数

◆扶助費年次別の推移 (単位:千円)

区 分	4 年度	3 年度	2 年度
生活扶助	737,749	752,581	784,236
住宅扶助	358,784	355,538	360,788
教育扶助	5,155	5,269	6,130
医療扶助	1,141,024	1,102,429	1,224,582
介護扶助	84,838	96,963	107,944
生業扶助	1,771	1,903	3,984
就労自立	777	747	554
進学準備	0	300	800
出産扶助	0	44	0
葬祭扶助	3,210	5,155	4,054
保護施設事務費	54,471	55,690	54,121
総 額	2,387,779	2,376,619	2,547,193

生活保護

福祉事務所では、ケースワーカーと呼ばれる現業員が生活保護の業務を担当しており、生活保護に関する相談及び援助、指導にあたっている。

生活保護の相談があり、保護申請のあったものは、担当ケースワーカーが地区民生委員・児童委員や関係機関などの協力を得て、資産や能力、扶養義務等の調査を行い、その結果に基づき、福祉事務所として生活保護の要否を決定する。

なお、諸調査の結果、他の法律の活用や資産の活用、扶養義務者の援助などにより生活保護が適用にならない場合には、保護申請を却下することとなる。

◆生活保護の申請状況

区 分	4年度	3年度	2年度
申請件数	238	190	209
取り下げ件数	23	15	24
却下件数	28	25	24
決定件数	184	151	167
廃止件数	186	198	194

◆保護開始理由

区 分	4年度	3年度	2年度	
世帯主の傷病	35	26	27	
世帯員の傷病	0	0	2	
要介護状態	1	1	1	
働いていた者の死亡	0	0	0	
働いていた者の離別	4	7	6	
失業	定年・自己都合	16	15	14
	勤務先都合（解雇等）	4	2	8
高齢による収入の減少	8	5	13	
事業不振・倒産	4	1	2	
その他の働きによる収入の減少	8	5	9	
社会保障給付金の減少等	6	7	2	
預貯金の減少・喪失	61	29	30	
仕送りの減少・喪失	7	14	13	
ケース移管	1	3	4	
その他	29	36	36	
計	184	151	167	

◆保護廃止理由

区 分	4年度	3年度	2年度
世帯主の傷病治癒	0	0	0
世帯員の傷病治癒	0	0	0
死亡	60	54	55
失踪	1	2	0
働きによる収入の増加・取得	15	19	11
働き手の転入	0	0	1
社会保障給付金の増加	15	22	16
仕送り等の増加	0	2	2
親類縁者等の引き取り	2	3	4
施設入所	13	12	7
医療費の他法負担	5	3	5
ケース移管	2	3	2
その他	73	78	91
計	186	198	194

◆最低生活費の例（月額）

〔 高齢夫婦2人世帯 73歳男・71歳女 〕

（単位：円）

区 分	4年度	3年度	2年度	
居 宅	生活基準額	107,250	107,250	107,250
	冬季加算	10,590	10,590	10,590
	計	117,840	117,840	117,840
住宅扶助	40,000	40,000	40,000	
世帯当たり最低生活費	157,840	157,840	157,840	

※冬季加算は、11月から4月まで支給。

※住宅扶助は、2人以上世帯の上限額。

施設保護

◆救護施設

身体上又は精神上著しい障がいがあるため、自分ひとりでは日常生活を営むことが困難な方を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設である。

なお、入所要件は、生活保護を受給しているか、もしくはそれに準ずる世帯の方で身体上または精神上著しい障がいのため、介護を必要としたり、働く能力がなかったり、あるいは社会復帰する見込みがたたない方である。

◆入所者の状況 (令和5年4月1日現在)

	40歳未満	40歳代	50歳代	60歳以上	計
からまつ荘	0	0	0	6	6
矢吹緑風園	0	0	0	4	4
郡山せいわ園	0	0	0	1	1
しのめ荘	0	0	1	8	9
ひまわり荘	0	0	0	1	1
計	0	0	1	20	21

生活困窮者自立支援制度

生活困窮者自立支援制度は、生活保護に至るおそれのある生活困窮者の自立支援策の強化を目的として、複雑かつ複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、それぞれの状況に応じた支援を包括的に行うことにより、自立を促進するものである。

制度内容としては、必須事業（自立相談支援事業、住居確保給付金の支給）と任意事業があり、本市では、任意事業として就労準備支援事業、家計改善支援事業及び子どもの学習・生活支援事業を実施している。

◆自立相談支援事業（生活サポート相談窓口）

地域福祉課内に「生活サポート相談窓口」を設置し、生活や就労に関するさまざまな課題を抱えて生活困窮に陥っている方からの相談に応じ、関係機関と連携しながら、自立に向けて継続的・包括的な支援を実施している。

また、生活困窮の一因となり得るひきこもりへの対策として、関係機関相互の連携を目的とした「ひきこもり支援連携会議」を設置し、ひきこもりの早期把握や効果的な支援に向けて取り組んでいる。

◆住居確保給付金の支給

就労可能で就労意欲はあるものの、離職（離職後2年以内）により住居を失った又は失うおそれのある方に対し、家賃相当額を支給（有期・限度額あり）しながら積極的な就労支援を行い、早期の自立に向けて支援している。

◆就労準備支援事業

直ちに一般就労に就くことが困難な方を対象に、就労体験やボランティア等への参加を通して、就労意欲の喚起を図るとともに、就労や社会参加等に必

要な基本的な生活習慣の形成やコミュニケーション能力の向上等に取り組んでいる。

◆家計改善支援事業

家計管理に課題を抱える生活困窮者からの相談に対し、家計表を作成しながら家計の見える化を図り、相談者の家計改善への意識、意欲を高めるとともに、専門的な助言を行うことで家計管理能力の向上を目指すなど、生活再建に向けた支援を実施している。

◆子どもの学習・生活支援事業

専門の支援員を配置し、生活困窮世帯（生活保護受給世帯を含む）の子どもへ学習支援を行い、基礎学力や進学率の向上を図るとともに、保護者への学習や進学に関する助言や、家庭環境の改善に向けた働きかけを行っている。

ユースプレイス自立支援事業

ひきこもりやニートなど、社会生活を円滑に営む上で困難を有する者に対して「居場所」（「ユースプレイス」）を提供し、各種プログラムへの参加等より社会性を身につけ、就労の意欲を高めることで、社会的な自立に向けて取り組んでいる。

○対象者

ひきこもり、ニートなど、社会生活を送る上で困難を有する市民で、概ね15歳以上の方。

○実施内容

- ・開設日…毎週火・木・金曜日の10時30分～15時30分
- ・支援サポーター2名を配置し、参加者の能力向上に資するプログラムを企画、実施する。
- ・プログラムの参加状況等により、個別にアプローチを行う。

その他の福祉

各種見舞金・貸付金等

◆特定疾患患者見舞金制度

原因が不明で治療方法が確立していない難病のため治療を受けている方、または腎臓障害のため血液透析を受けている方に年1回5,000円の見舞金を支給している。（重度心身障がい者医療費受給者証所持者は除く）

○支給状況

区 分	4年度	3年度	2年度
支給人員（人）	408	408	364
支給額（千円）	2,040	2,040	1,820

◆諸証明事務

障がい者手帳所持者のうち、NHK放送受信料・自動車税等・有料道路通行料の減免対象者からの申請により、減免手続きに必要な証明書を交付する。
(件)

区 分	4年度	3年度	2年度
NHK放送受信料	222	202	212
自動車税、環境性能割	7	72	139
有料道路通行料	401	732	640

◆高額療養費貸付制度

傷病のため診療を受け、高額な医療費を支払い、生活に困窮する市民の方に対し、その支払資金を貸付け、当該世帯の生活の安定を図っている。

○貸付金額 高額療養費の100分の100以内

○貸付原資額 1,000万円

○貸付状況

区 分	4年度	3年度	2年度
件 数（件）	57	56	75
金 額（千円）	12,089	14,598	19,939

戦傷病者・戦没者遺族等の援護

旧軍人、軍属等の公務傷病による障がい者に対する補装具給付等の相談や戦没者の遺族の方に対する弔慰金等の給付に関する進達・相談業務を行っている。

◆相談事業

戦没者の遺族の方の各種年金、給付金の受給、あるいは戦傷病者の援護などについて相談を受け、必要な指導、助言を行っている。

◆戦没者の遺族・旧軍人軍属等に対する援護

国家補償の精神に基づいて、旧軍人軍属等の遺族の方に対し、年金・給与金・公務扶助料等の支給に関する相談、弔慰金・特別給付金の支給に関する進達、相談を行っている。

◆戦傷病者に対する援護

傷病恩給、障害年金及び戦傷病者等の妻などの方に対する特別給付金のほか、現在療養している方に対して療養手当の支給に関する進達、相談を行っている。

◆戦没者追悼式

例年本市では国、県とは別に、戦没者の遺族の方の参列を得て、戦争犠牲者を追悼し、その冥福を祈るとともに、平和を祈念して追悼式を開催している。（英霊柱数3,100余柱）

日本赤十字社

日本赤十字社は、人道的任務を達成することを目的とし、日本赤十字社法に基づいて設置された団体である。

本市の赤十字活動は、社費の募集、社員の拡大、災害救護、各種講習会、献血運動、青少年の健全育成のほか、奉仕団や青少年赤十字の支援などを行っている。

○社費募集状況（各年度3月末日現在）

区 分	4年度	3年度	2年度
目標額（千円）	16,073	16,073	16,073
実績額（千円）	11,912	15,954	16,033

◆災害救護

災害時（火災を含む）に備えて、毛布、日用品セットを備蓄し、また、その他救護活動に必要な救護資材を整備し、有事に備えている。

○災害救護回数

4年度	4件
3年度	4件
2年度	6件

◆各種講習会

けが人、急病人が発生したとき適切な応急手当が速やかにできる知識と技術を修得し、人命尊重と事故防止に役立っている。

献血推進事業

輸血用血液を確保するため献血思想の普及と血液センターとの連携により、街頭献血、各事業所等の献血事業を行っている。

区分	4年度	3年度	2年度
目標数(人)	2,619	2,517	2,617
献血数(人)	3,014	3,155	3,329
達成率(%)	115.0	125.3	127.2

行旅者等救援事業

身寄りや引取者のない困窮行旅人に旅費等の支給、行旅中死亡者については、埋葬などの救護を行っている。

孤立死防止対策

◆孤立死防止における取組

高齢者等が周囲に気づかれずに亡くなる孤立死を未然に防止するため、平成24年10月より、電気、ガス、水道、新聞等のライフラインに関わる事業者等と協定を締結し、要支援者の早期発見に向けた取組を実施している。

- ・協定締結事業所数 21事業所(令和5年4月1日現在)

福祉を支える市民

◆社会福祉関係各種委員・相談員等

健康と思いやりの心を育てる、社会福祉のまちづくりの形成には、行政の対応とともに、市民一人ひとりの理解と参加が必要である。

行政の対応、施策の設定の段階で、市民の意向、意志が反映され、また、事業の実施にも市民と行政が一体となって推進するために、以下の委員を国、県及び市が委嘱している。

● 民生委員推薦会委員

民生委員候補者の推薦、内申をする(10人)

● 老人ホーム入所判定委員

老人ホームの入所、継続措置の要否を判定する(5人)

● 共生福祉相談員

友愛訪問、安否の確認、日常生活の相談を受け指導助言をする(50人)

● 障がい者等の介護給付費等の支給に関する審査会委員

障害者総合支援法における障害支援区分の審査判定及び支給要否決定への意見を述べる(12人)

● 手話通訳者

聴覚障がい者等の社会生活における手話通訳をする(17人)

● 戦没者遺族相談員

遺族の年金、給付等の相談に応じる(1人)

● 子ども・子育て会議委員

子どもや子育て家庭の支援に関する施策などについて調査審議をする(19人)

民生委員・児童委員

◆民生委員・児童委員

厚生労働大臣の委嘱を受けて活動する民生委員・児童委員の任期は3年で、令和4年12月1日に改選された。本市の民生委員・児童委員の定数は279人で、それぞれの地域の実情の把握に努め、要支援者(世帯)の援助、福祉サービスに関する情報提供、地域住民の見守り等に当たっている。そのうち32人は、児童問題に取り組む主任児童委員である。

民生委員・児童委員で構成する地区民生児童委員協議会は、おおむね小学校通学区を単位とした16地区に設けられている。

【民生委員・児童委員方部別委員数】

(令和5年4月1日現在)

方部	地区名	委員数
第1	行仁地区	19 (2)
第2	鶴城地区	23 (2)
第3	謹教地区	22 (2)
第4	城北地区	18 (2)
第5	日新地区	21 (2)
第6	城西地区	22 (2)
第7	町北地区	9 (2)
第8	東山地区	12 (2)
第9	湊地区	11 (2)
第10	一箕地区	24 (2)
第11	高野地区	7 (2)
第12	神指地区	11 (2)
第13	門田地区	28 (2)
第14	大戸地区	10 (2)
第15	北会津地区	19 (2)
第16	河東地区	23 (2)
計		279 (32)

※ ()内は主任児童委員

【活動状況】

(令和4年度)

区 分		民生委員	主任児童委員
内容別相談・支援件数	在宅福祉	311	5
	介護保険	118	0
	健康・保健医療	412	1
	子育て・母子保健	50	36
	子どもの地域生活	1,584	571
	子どもの教育・学校生活	212	106
	生活費	72	0
	年金・保険	22	1
	仕事	28	0
	家族関係	141	4
	住居	72	0
	生活環境	315	2
	日常的な支援	2,762	375
	その他	2,508	33
	合計	8,607	1,134

支援件数 分野別相談・	高齢者に関すること	5,216	388
	障がい者に関すること	383	0
	子どもに関すること	1,918	715
	その他	1,090	31
	合計	8,607	1,134
その他の活動件数	調査・実態把握	2,290	44
	行事・事業・会議への参加協力	3,818	698
	地域福祉活動・自主活動	11,210	3,610
	民児協運営・研修	8,445	1,116
	証明事務	551	23
	要保護児童の発見の通告・仲介	299	26
回数訪問	訪問・連絡活動	29,741	715
	その他	9,100	132
整回数連絡調	委員相互	11,869	2,083
	その他の関係機関	9,284	1,456
活動日数		36,089	5,173

※ 主任児童委員は再掲

会津若松地区保護司会

◆会津若松地区保護司会

地域社会の中でボランティアとして、犯罪を犯した人や非行に走った人たちの立ち直りの援助や、地域住民からの犯罪や非行の予防に関する相談に応じ、必要な助言・指導を行うなど、更生保護行政の重要な役割を担っている。

・保護司数 50名(令和5年4月1日現在)

社会福祉法人指導監査

◆社会福祉法人指導監査

社会福祉法の一部改正により県から市へ移譲された事務で、主たる事務所及びその行う事業が市の区域内にある社会福祉法人にあっては、市が所轄庁として、各種認可・届出事務及び法人運営全般に関する助言・改善指導を行います。

・対象法人数 14法人(令和5年4月1日現在)

・令和4年度実施 6法人

会津若松市社会福祉協議会

概要

本協議会は、地域社会の福祉向上のため、昭和 25 年 3 月 6 日に「財団法人若松市民生事業助成会」として発足し、会津寮授産所などを設置、運営したのがはじまりで、その後昭和 27 年 5 月 31 日に社会福祉法人に組織変更し、さらに昭和 30 年 1 月 1 日の隣接村との合併により市名を「会津若松市」と改めたのに伴い、名称を「会津若松市社会福祉協議会」と変更する。平成 16 年 11 月 1 日、旧北会津村社会福祉協議会、平成 17 年 11 月 1 日、旧河東町社会福祉協議会と合併をする。

本協議会の事業は以下のとおり。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) (1) から (3) のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (6) 共同募金事業への協力
- (7) ボランティア活動の振興
- (8) 老人福祉センターの経営
- (9) ふれあい福祉センター総合生活相談支援事業
- (10) 低所得世帯に対する資金の貸付
- (11) 奉仕銀行の設置運営
- (12) 障害福祉サービス事業
- (13) 障害児通所支援事業の経営
- (14) 移動支援事業
- (15) 居宅介護等事業
- (16) 老人デイサービス事業の経営
- (17) 介護予防事業
- (18) 認知症対応型老人共同生活援助事業
(グループホームみなづる) の経営
- (19) 福祉サービス利用援助事業
- (20) 放課後児童健全育成事業
- (21) 北会津保健センターの経営
- (22) 園芸ふれあいセンターの経営
- (23) へき地保育所事業
- (24) 地域包括支援センター事業
- (25) 居宅介護支援事業
- (26) 要介護認定調査事業
- (27) 介護予防支援事業
- (28) 社会福祉事業施設団体職員の共済事業
- (29) その他この法人の目的達成のため必要な事業

組織

- 役員 理事 12 人、監事 2 人、評議員 20 人
- 職員 40 人
事務局次長 1 人、課長 3 人 (兼 1 人)、室長 2 人、主幹 3 人、係長 9 人 (兼 2 人)、センター長 2 人 (兼 1 人)、園長 2 人、主任主査 4 人、主査 1 人、副主査 1 人、主事 10 人

主な事業

- 総合生活支援事業 (生活サポート事業)
- 地域福祉総合推進事業 (ふれあいのまちづくり事業)
- ボランティア事業
- いきいき健康長寿事業
 - ・老人福祉センター運営事業
 - ・介護予防事業
 - ・会津若松市健幸スクール事業
 - ・北会津保健センター事業
- 子育て支援事業
 - ・湊しらとり保育園運営事業
 - ・放課後児童健全育成事業
 - ・障害児通所支援事業 (会津通園訓練センター たんぼぼ園)
- 障がい福祉サービス事業
 - ・障がい者支援センターカムカムボランティア事業
 - ・障害児通所支援事業 (会津通園訓練センター たんぼぼ園) (再掲)
 - ・障がい者日常生活支援事業
- 在宅サービス事業
 - ・北会津保健センター事業 (再掲)
 - ・要介護認定調査事業
 - ・会津若松市河東地域包括支援センター事業
 - ・訪問介護事業
 - ・居宅介護支援事業
 - ・介護予防支援事業
 - ・通所介護事業
 - ・介護サポートサービス事業
 - ・認知症対応型共同生活介護事業
 - ・認知症対応型通所介護事業
 - ・会津若松市河東園芸ふれあいセンターの運営
- 共同募金
 - ・共同募金、歳末たすけあい募金への協力
- 社会福祉事業施設団体職員共済事業

各種事業の状況

● 生活福祉資金貸付状況（2年度、3年度は特例貸付含む）

区 分	4年度	3年度	2年度
貸付決定件数（件）	217	1,127	1,643
貸付金額（千円）	70,208	379,182	557,149

● 社会福祉資金貸付状況

区 分	4年度	3年度	2年度
貸付決定件数（件）	1	1	1
貸付金額（千円）	50	50	50

● 社会福祉団体等への助成の状況

（令和4年度）

助成団体名	助成金額(円)
会津若松市区長会	506,000
会津若松市民生児童委員協議会	400,000
会津若松市各方部民生児童委員協議会	2,315,700
会津若松市老人クラブ連合会	100,000
会津若松身体障がい者福祉会	70,000
認知症の人と家族の会福島県支部 会津地区会	50,000
会津若松地区更生保護女性会	100,000
会津若松市保育所連合会	100,000
会津若松市保育士会	100,000
会津若松市保育所保護者連合会	100,000

● 共同募金・歳末たすけあい運動の状況

（単位：千円）

区 分	4年度	3年度	2年度
共同募金	11,337	11,494	11,368
歳末たすけあい	5,050	4,861	4,848

● 令和4年度共同募金方法別金額

募金方法	金額（円）
戸別募金	7,608,813
（法人）大口募金	1,129,314
職域募金	1,662,575
学校募金	518,717
街頭募金	0
その他	418,398
計	11,337,817

● 令和4年度歳末たすけあい募金の配分先

配 分 先	金 額（円）
就学遺児御見舞	42,000
生活困難世帯御見舞	835,000
除雪ボランティア事業へ配分	1,102,000
地域福祉事業費	3,071,822
合 計	5,050,822

● 奉仕銀行預託・払出件数の推移

区分	4年度	3年度	2年度	
物 品	預託件数	90	46	157
	払出件数	90	46	157

会津若松市老人福祉センター

昭和53年12月5日に設置され、市内に住む60歳以上の方に利用されている。主な事業は次のとおりである。

- ・ 生活、健康、その他の各種相談
- ・ 生業、就労等の指導
- ・ 健康増進と機能の回復訓練
- ・ 教養の向上、レクリエーション等の事業又は便宜の提供

● 開館及び利用状況（単位：人）

区分	4年度	3年度	2年度	
開館日数(日)	295	273	211	
利 用 数	男	6,866	3,908	2,102
	女	6,556	4,541	3,470
	計	13,422	8,449	5,572
協力金(千円)	2,391	1,540	1,016	
利用者1日平均	45.5	30.9	26.4	
健康相談	2,276	1,233	795	
ヘルストロン利用者	821	433	303	

地域福祉事業

● 総合生活支援事業（生活サポート事業）

- ・ふれあい福祉センター総合生活相談所
（一般相談、法律相談、障がい児者相談、傾聴相談、権利擁護・成年後見相談、子育て相談、年末出前特別相談）
- ・ワンストップ相談窓口の開設
- ・地域なんでも相談会「あのね」の開催
- ・権利擁護支援体制の推進（日常生活自立支援事業、法人後見事業開始に向けた取り組み）
- ・生活自立支援の推進（生活資金等の貸付事業、フードバンク事業、緊急食料セットの配備・提供）
- ・アウトリーチ等に通じた継続的支援事業
- ・福祉人材センター協力事業
- ・認知症の人と家族の居場所づくり支援
- ・未来きぼう応援金事業

● 地域福祉総合推進事業（ふれあいのまちづくり事業）

- ・地域福祉活動計画の進捗管理
- ・地域福祉実態調査事業
- ・小地域ネットワーク組織化事業の推進（「地域支え合い団体」（地区社会福祉協議会）の組織化と活動支援）
- ・高齢者等地域活動支援（ふれあい・いきいきサロン活動支援事業等）の推進
- ・空き家等を活用したささえあい拠点認定制度事業
- ・一人暮らし高齢者会食会事業
- ・福祉台帳及び緊急連絡カード配備事業
- ・福祉団体育成・支援事業
- ・ふれあいのまちづくり地域福祉活動助成事業
- ・子ども食堂応援金事業
- ・福祉実習生の受け入れ
- ・福祉バス運行事業
- ・奉仕銀行設置運営事業

● ボランティア事業

- ・会津若松市ボランティア学園事業
- ・ボランティアマッチング事業（インターネットを活用したマッチング機能の強化、情報発信）
- ・自分発見ボランティア事業
- ・除雪ボランティア活動事業
- ・「ありがとね®ボランティアポイント」の周知、推進
- ・ボランティア活動保険の加入促進

- ・ボランティア活動機材の貸出
- ・ボランティア連絡協議会の育成強化及び協議会主催事業「居場所さばらし」の周知、活動支援
- ・企業の社会貢献活動への支援
- ・ヤクルト愛の訪問活動
- ・生活支援相談員配置事業（避難者地域支援コーディネーターの配置）
- ・障がい者支援センターカムカムボランティア事業
- ・ボランティア相談体制の充実
- ・福祉教育の拡充（出前福祉体験教室事業、サービスラーニング事業）
- ・災害ボランティアセンター支援体制の強化

ボランティア活動

● 主なボランティアグループ及び活動内容

- 点字サークルひよこ
各種点訳、点字講習会、視覚障がい者との交流
- 会津若松音訳サークル「ひびきの会」
視覚障がい者のための依頼文書、書籍のテープ作りと郵送
- 会津わたぼうし会
ミニコンサート開催と障がい者との交流
- 障害者の明日を考える会
障害者問題啓発活動とイベント開催
- ボランティアひまわり
保育援助・高齢者への支援
- 会津難病ボランティアつむぎの会
難病患者及び家族への支援・家庭訪問
- A F S W労働組合
他団体と連携、協力、福祉施設支援・収集活動
- 視覚障害者とコンピュータ勉強会「あい&あい」
視覚障害者のPC利用援助、録音テープのCD化
- 河東町防災支援無線赤十字奉仕団
社会公共の為に必要な労力、その他の奉仕
- 河東町ボランティアグループ「風っ子」
障がい児者支援の地域ネットワーク活動
- あいづ小さな風の会
傾聴活動（電話・施設・在宅・外来者・ガンピアサロン）
- 精神保健福祉ボランティア「まざらんしょ」
精神障がい者の社会復帰のための支援活動
- 会津かたりべ会
民話、昔話を語る活動
- 学生ボランティア連絡会
被災者（児）支援、地域支援

